平成２１年（フ）第９号
大阪府藤井寺市道明寺５丁目３番24号、住民票上の住所大阪府藤井寺市道明寺２丁目１番43号
破産者　中道　　初
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１８号
堺市堺区大仙中町２番13―6003号
破産者　福井製作所こと　福井　芳明
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第２９号
大阪府富田林市富田林町27番32号、前住所大阪府富田林市山中田町１―６―35
破産者　斉藤淑子こと　金　　淑子
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第４９５号
大阪市住吉区我孫子東２丁目10番16号　オルフェアⅢ番館602号室、住民票上の住所堺市北区新金岡町５丁９番613号
破産者　池上　誠一
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第５４２号
大阪府河内長野市木戸町790番地　ファミーユ千代田205号、開始決定時の住所大阪府富田林市喜志町１丁目12番２号
破産者　岡本　隆宏
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第５４３号
大阪府河内長野市小山田町451番地の149　１―206号、申立時の住所大阪府富田林市喜志町１丁目12番２号
破産者　岡本　　博
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１３６９号
大阪府松原市天美我堂１丁目72番地
破産者　藤原　浩二
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１３８０号
堺市中区堀上町180番地
破産者　辻林　貴子
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１４０１号
大阪府藤井寺市沢田２丁目８番32号　オースクレインⅡ302号室
破産者　新見　常和
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第９９１号
神戸市兵庫区上沢通８丁目１番13号　坂本ハイツ202号、従前の住所神戸市兵庫区会下山町２丁目10番23号
破産者　島田　都子
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３２７号
神戸市中央区東川崎町５丁目７―５、住民票上の住所神戸市須磨区東落合３丁目36番15号
破産者　村上　壽雄
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９７号
兵庫県たつの市御津町苅屋385番地７
破産者　元治　光義
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第５７６号
奈良県桜井市大字東新堂335番地の７
破産者　森本　博人
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第２０９５号
福岡市西区大町団地４番401号、破産手続開始決定時の住所福岡市西区大町団地４番201号
破産者　大貝　孝行
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４６号
北海道留萌市三泊町1327番地の８
破産者　金廣　政一
1　決定年月日　平成21年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１１６号
神奈川県相模原市富士見３丁目３番３―207号
破産者　田中　光義
1　決定年月日　平成21年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第２２１号
神奈川県相模原市古淵５丁目21番５号
破産者　小関　　学
1　決定年月日　平成21年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第１９４号
静岡市清水区東大曲町３番15―305号、前住所静岡市葵区千代田７丁目２番40―105号
破産者　柴田　芳孝
1　決定年月日　平成21年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４５号
静岡県磐田市中泉1824番地３
破産者　加藤　孝司
1　決定年月日　平成21年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係